

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## キャリア形成職員給与規程

平成20年3月31日

20規程第17号

改正：平成20年12月1日	20規程第86号
改正：平成21年3月9日	21規程第20号
改正：平成21年3月23日	21規程第45号
改正：平成21年5月27日	21規程第84号
改正：平成21年11月30日	21規程第120号
改正：平成21年12月22日	21規程第123号
改正：平成22年3月29日	22規程第20号
改正：平成22年6月29日	22規程第44号
改正：平成22年11月22日	22規程第54号
改正：平成22年11月29日	22規程第65号
改正：平成23年3月28日	23規程第3号
改正：平成24年3月26日	24規程第13号
改正：平成24年4月16日	24規程第25号
改正：平成24年4月24日	24規程第29号
改正：平成24年6月26日	24規程第40号
改正：平成24年7月31日	24規程第53号
改正：平成25年6月28日	25規程第26号
改正：平成26年3月14日	26規程第19号
改正：平成26年9月24日	26規程第37号
改正：平成26年12月1日	26規程第59号
改正：平成27年3月24日	27規程第44号
改正：平成27年3月31日	27規程第98号
改正：平成28年2月16日	28規程第1号
改正：平成28年4月28日	28規程第50号
改正：平成28年6月3日	28規程第95号
改正：平成28年6月30日	28規程第105号
改正：平成28年12月27日	28規程第149号
改正：平成29年3月28日	29規程第30号
改正：平成29年12月26日	29規程第60号
改正：平成30年3月27日	30規程第19号
改正：平成30年12月25日	30規程第48号
改正：平成31年3月26日	2019規程第27号
改正：令和元年12月24日	2019規程第69号
改正：令和2年2月25日	2020規程第5号
改正：令和2年4月28日	2020規程第42号
改正：令和2年12月15日	2020規程第67号
改正：令和3年3月15日	2021規程第21号
改正：令和3年4月6日	2021規程第35号
改正：令和4年3月22日	2022規程第12号
改正：令和4年5月31日	2022規程第33号
改正：令和4年9月26日	2022規程第52号
改正：令和4年12月13日	2022規程第65号

### 第一章 総 則

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号。以下「キャリア形成職員就業規則」という。）第1条第1項に規定するキャリア形成職員（以下「キャリア形成職員」という。）の給与は、キャリア形成職員就業規則第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

(キャリア形成職員給与規程)

(給与決定の原則)

第2条 給与は、キャリア形成職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

(給与体系)

第3条 キャリア形成職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、職制手当、地域手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当及び法定休日勤務手当とする。

3 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第4号に規定する年俸制本給表の適用を受ける者(以下「年俸制本給表適用者」という。)の諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び法定休日勤務手当とする。

(給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又はキャリア形成職員が指定する預金若しくは貯金の口座への振込みにより支払う。

(給与の計算期間及び支給日)

第5条 給与の計算期間及び支給日は次の通りとする。

(1) 給与の支給日は、毎月17日とする。

(2) 給与の支給日が土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、所定休日に当たるときは、18日に支払うこととする。

(3) 時間外勤務手当及び法定休日勤務手当の計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の17日に支払う。

(4) 新たにキャリア形成職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降格等により給与額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給与を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日キャリア形成職員となったときは、その日の翌日から給与を支給する。

(5) キャリア形成職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

(6) キャリア形成職員が死亡したときは、その月の末日まで給与を支給する。

(7) 第4号又は第5号の規定により給与を支給する場合であつて、月の途中での採用、退職、昇格、降格等のときは、その給与額は、その期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常時払い)

第6条 キャリア形成職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があつた場合には、前条に定める支給日前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

(1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、勤務1時間あたりの給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。

(2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの給与額)

(キャリア形成職員給与規程)

第8条 第10条第2項第1号から第3号までに規定する事務職本給表、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける者の勤務1時間あたりの給与額は、本給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

2 年俸制本給表適用者の勤務1時間あたりの給与額は、当該年俸制本給表の基礎額欄に定める額に1.2を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

(支給者の特例)

第9条 キャリア形成職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条又は第43条に規定する者に支給する。

## 第二章 給 与

### 第一節 本 給

(本給)

第10条 本給はキャリア形成職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて国立研究開発法人物質・材料研究機構初任給、昇格、昇給等の取扱いに関する規則（平成13年6月28日 13規則第4号。以下「初任給、昇格、昇給等規則」という。）の定めるところにより決定する。

2 前項の本給は月額とし、次に掲げる本給表に定める級号俸により支給する。ただし、キャリア形成職員就業規則第58条の2の規定により育児短時間勤務の承認を得たキャリア形成職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の本給は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の級号俸の月額（年俸制本給表適用者にあつては、第4号に規定する年俸制本給表の本給月額欄に定める額）に当該育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(1) 事務職本給表（別表第1）

(2) 研究職本給表（別表第2）

(3) エンジニア職本給表（別表第3）

(4) 年俸制本給表（別表第4）

3 年俸制本給表の基礎額欄に定める額には、支給割合を100分の10として計算した研究員調整手当相当分を含むものとする。

4 年俸制本給表適用者のうち別表第7に定める研究職役職区分表（以下「研究職役職区分表」という。）に定める四種の役職にあるキャリア形成職員については、年俸制本給表の本給月額欄に掲げる額から基礎額欄に掲げる額を除いた額に、第25条に規定する時間外勤務手当及び第26条に規定する法定休日勤務手当の10時間相当分（午後10時から翌日の午前5時までの勤務を除く）を含むものとする。加えて裁量労働制適用者のみ、同表の基礎額欄に掲げる額に第25条第1項に規定する時間外勤務手当のうち、午後10時から翌日の午前5時までの勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第6号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の所定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第26条第1項第2号に規定する法定休日における勤務に代休を取得した場合に対する法定休日勤務手当の16時間30分相当分を含むものとする。

(初任給)

第11条 新たに採用されたキャリア形成職員の受ける本給は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより、職務の複雑、困難及び責任の度合、経験並びに資格を考慮して決定する。

(昇格及び昇給)

(キャリア形成職員給与規程)

- 第12条 キャリア形成職員の昇格は、その者の職務及び勤務成績等を考慮し、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより行う。ただし、年俸制本給表適用者は対象外とする。
- 2 キャリア形成職員の昇給は、次条で定める日に、前年度1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、年俸制本給表適用者は対象外とする。
- 3 前項の規定によりキャリア形成職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務したキャリア形成職員の昇給の号俸数を4号俸（事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が5級以上であるキャリア形成職員にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより決定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次条に定める日における年齢が満55歳以上のキャリア形成職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等規則に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 前各項及び次条から第15条までに規定するほか、昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところによる。

（昇給の時期）

第13条 キャリア形成職員の昇給時期は、毎年7月1日とする。

（特別な場合の昇給）

第14条 前2条の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより特別に昇給を行うことができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案、表彰等により職務上特に功績があったとき。
- (2) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- (3) 相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励したとき。
- (4) 機構の都合により退職するとき。

（特別昇給の時期）

第15条 前条に規定する特別な場合の昇給の時期は初任給、昇格、昇給等規則に定める時期とする。

## 第二節 諸 手 当

（扶養手当）

第16条 扶養手当は、扶養親族のあるキャリア形成職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養家族（以下「扶養家族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が9級以上であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員でその職務の級号俸が31号俸以上であるもの（以下「事務職9級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそのキャリア形成職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（キャリア形成職員給与規程）

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が8級であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員でその職務の級号俸が15号俸以上30号俸以下であるもの（以下「事務職8級職員等」）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たにキャリア形成職員となった者に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又はキャリア形成職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、そのキャリア形成職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たにキャリア形成職員となった者に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者がキャリア形成職員となった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日、キャリア形成職員に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてそのキャリア形成職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けているキャリア形成職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けているキャリア形成職員の扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を

改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けているキャリア形成職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けているキャリア形成職員の扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合。
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある事務職9級以上職員等が事務職9級以上職員等以外の職員となつた場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外の職員となつた場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級以上職員以外のものが事務職9級以上職員等となつた場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外のものが事務職8級職員等となつた場合
  - (7) キャリア形成職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については別に定める。  
（管理職手当）

第17条 管理職手当は、事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員のうち、審議役、部門長、参事役、次長、室長及びこれらと同等とみなされる職にあるキャリア形成職員に対し、当該キャリア形成職員の職務の級及び役職に係る別表第5に定める事務職役職区分表（以下「事務職役職区分表」という。）の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第6に定める管理職手当表の金額欄に定める額及び管理職調整額を毎月支給する。

- 2 前項に規定する管理職調整額は、理事長が特命する業務を遂行するため、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名されたキャリア形成職員に対して、理事長が認めた場合に限り、支給することができる。
- 3 管理職調整額は、当該キャリア形成職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に定める。

（職制手当）

第17条の2 職制手当は、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受けるキャリア形成職員に対し、毎月支給する。

- 2 職制手当の金額は、職制基本額に職制役職額及び職制調整額を加算した額とする。
- 3 職制基本額の金額は、別表第6の2に定める職制基本額表の職務の級欄に掲げる職務の級に応じ、同表の金額欄に定める額とする。
- 4 第2項に規定する職制役職額の加算は、別表第7に定める研究職・エンジニア職役職区分表（以下「研究職・エンジニア職役職区分表」という。）の役職欄に掲げる役職にあるキャリア形成職員に対して行う。
- 5 職制役職額の金額は、当該キャリア形成職員の役職に係る研究職・エンジニア職役職区分表に掲げる区分に応じ、別表第8に定める職制役職額表の金額欄に定める額とする。
- 6 第2項に規定する職制調整額の加算は、本務の職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名されたキャリア形成職員に対して行うことができる。

（キャリア形成職員給与規程）

- 7 職制調整額は、当該キャリア形成職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。
- 8 研究職・エンジニア職役職区分表に定めるキャリア形成職員以外のキャリア形成職員に支給する職制手当には、第25条に規定する時間外勤務手当12時間相当分（午後10時から翌日の午前5時までの勤務を除く。）を含むものとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、職制手当の支給に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 第17条の3 削除

（地域手当）

第18条 地域手当は、キャリア形成職員に対し、そのキャリア形成職員の本給、扶養手当、管理職手当及び職制手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た額を毎月支給する。

（研究員調整手当）

第19条 研究員調整手当は、機構に勤務するキャリア形成職員で研究職本給表の適用を受けるキャリア形成職員に対し、本給、扶養手当及び職制手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。

2 研究員調整手当を支給されるキャリア形成職員のうち、前条の規定により地域手当を支給されることとなるキャリア形成職員の当該地域手当の割合は、次の各号に掲げる区分に応じた割合とする。この場合において、当該割合が0となるキャリア形成職員には、当該地域手当は支給しない。

(1) 100分の10を超える支給割合 当該支給割合から研究員調整手当の支給割合を減じた割合

(2) 100分の10以下の支給割合 100分の10から研究員調整手当の支給割合を減じた割合

3 研究員調整手当には、裁量労働制適用者のみ、第25条第1項に規定する時間外勤務手当のうち、午後10時から翌日の午前5時までの勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第6号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の所定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第26条第1項第2号に規定する法定休日における勤務に代休を取得した場合に対する法定休日勤務手当の16時間30分相当分を含むものとする。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するキャリア形成職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したキャリア形成職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構期末手当・勤勉手当支給細則（平成13年6月28日 13細則第18号。以下「期末手当・勤勉手当支給細則」という。）第19条に定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（第5項各号の規定の適用を受けるキャリア形成職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したキャリア形成職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）においてキャリア形成職員が受ける

（キャリア形成職員給与規程）

べき本給（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

- 4 次表のキャリア形成職員欄に定めるキャリア形成職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に次表のキャリア形成職員欄の区分に対応する加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

本給表	キャリア形成職員	加算割合
事務職本給表	職務の級10級、9級及び8級のキャリア形成職員	100分の20
	職務の級7級及び6級のキャリア形成職員	100分の15
	職務の級5級及び4級のキャリア形成職員	100分の10
	職務の級3級のキャリア形成職員	100分の5
研究職本給表	職務の級6級のキャリア形成職員	100分の20
	職務の級5級のキャリア形成職員	100分の15 (ただし、次項に定めるキャリア形成職員にあつては、100分の20)
	職務の級4級及び3級のキャリア形成職員	100分の10
	職務の級2級のキャリア形成職員（別に定めるキャリア形成職員に限る。）	100分の5
エンジニア職本給表	職務の級6級のキャリア形成職員	100分の20
	職務の級5級のキャリア形成職員	100分の15 (ただし、次項に定めるキャリア形成職員にあつては、100分の20)
	職務の級4級及び3級のキャリア形成職員	100分の10
	職務の級2級のキャリア形成職員（別に定めるキャリア形成職員に限る。）	100分の5

- 5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にあるキャリア形成職員にあつては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）に乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(1) 事務職役職区分表に定める一種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にあるキャリア形成職員

100分の25

(2) 事務職役職区分表に定める二種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める基幹部職の役職にあるキャリア形成職員

100分の15

- 6 前5項に規定するほか、期末手当の支給に関して必要な事項については、期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するキャリア形成職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したキャリア形成職員に対し、前年度におけるその者の勤務成績等に応じて理事長が定めるところにより、それぞれ期末手当・勤勉手当支給細則第19条に定める日に支給する。



- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末手当・勤勉手当支給細則第13条に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてキャリア形成職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 勤勉手当の額は、第2項の勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在においてキャリア形成職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前5項に規定するほか、勤勉手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

（業績手当）

- 第21条の2 業績手当は、研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制本給表の適用を受けるキャリア形成職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するキャリア形成職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したキャリア形成職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構業績手当支給細則（平成15年3月25日 15細則第3号。以下「業績手当支給細則」という。）第11条に定める日に支給する。
- 2 業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の87.5（特定管理職員にあつては100分の97.5）を乗じて得た額に、前年の個人業績等に応じて理事長が定める額を加算した額とする。ただし、評価対象期間の初日以降に機構のキャリア形成職員となった者については、評価を受ける期間が短いこと等による個人業績結果の不利が予想されるため、当該キャリア形成職員に支給する業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の10を乗じて得た額を加算した額（特定管理職員にあつては業績手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）と、個人業績に応じて計算した額のうち、高い額を適用する。
  - 3 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてキャリア形成職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額とする。
  - 4 業績手当の額は、第2項の業績手当基礎額にそれぞれの基準日現在においてキャリア形成職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 5 第20条第4項及び第5項の規定は、第2項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条の2第3項」と読み替えるものとする。
  - 6 前5項に規定するほか、業績手当の支給に関して必要な事項については業績手当支給細則の定めるところによる。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げるキャリア形成職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするキャリア形成職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるキャリア形成職員以外の

キャリア形成職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げるキャリア形成職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車(ただし、機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とするキャリア形成職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるキャリア形成職員以外のキャリア形成職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げるキャリア形成職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするキャリア形成職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるキャリア形成職員以外のキャリア形成職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるキャリア形成職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げるキャリア形成職員

支給単位期間につき、第5項第1号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第7項各号に定めるところにより算出する。以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げるキャリア形成職員

次に掲げるキャリア形成職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離(以下この号及び次号において「使用距離」という。)が片道5km未満であるキャリア形成職員  
2,000円
- ロ 使用距離が片道5km以上10km未満であるキャリア形成職員  
4,200円
- ハ 使用距離が片道10km以上15km未満であるキャリア形成職員  
7,100円
- ニ 使用距離が片道15km以上20km未満であるキャリア形成職員  
10,000円
- ホ 使用距離が片道20km以上25km未満であるキャリア形成職員  
12,900円
- ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満であるキャリア形成職員  
15,800円
- ト 使用距離が片道30km以上35km未満であるキャリア形成職員  
18,700円
- チ 使用距離が片道35km以上40km未満であるキャリア形成職員

- 21, 600円
- リ 使用距離が片道40km以上45km未満であるキャリア形成職員  
24, 400円
- ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満であるキャリア形成職員  
26, 200円
- ル 使用距離が片道50km以上55km未満であるキャリア形成職員  
28, 000円
- ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満であるキャリア形成職員  
29, 800円
- ワ 使用距離が片道60km以上であるキャリア形成職員  
31, 600円

(3) 前項第3号に掲げるキャリア形成職員

次に掲げるキャリア形成職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離が片道2km以上であるキャリア形成職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるキャリア形成職員 前2号に定める額（第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- ロ 1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下同じ。）が前号に定める額以上であるキャリア形成職員（イに掲げるキャリア形成職員を除く。） 第1号に定める額
- ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満であるキャリア形成職員（イに掲げるキャリア形成職員を除く。） 前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなったキャリア形成職員で交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げるキャリア形成職員で、当該異動又は事業所移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、第5項第2号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最

も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国の機関、地方公共団体、機構以外の独立行政法人、国立大学法人その他理事長が認める機関の職員であった者から引き続きキャリア形成職員として採用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げるキャリア形成職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認めるキャリア形成職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給されるキャリア形成職員との権衡上必要があると理事長が認めるキャリア形成職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
  - (2) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等  
当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等  
1箇月
- 7 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- 8 2以上の交通機関等を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当の支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、次の各号に定める期間とする。
  - (1) キャリア形成職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) キャリア形成職員が、第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) キャリア形成職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 9 通勤手当の支給は、キャリア形成職員に新たに第1項の要件が具備されるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。また、通勤手当を受けているキャリア形成職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 10 第1項のキャリア形成職員が、次の各号に掲げる事由に該当するときは、その支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。
- (1) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- (2) 国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）の適用を受ける定年制職員であった者が引き続きキャリア形成職員となった場合において、定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第22条第6項の規定により既にその支給単位期間に係る通勤手当を支給されている場合
- 11 次の各号に掲げるキャリア形成職員のうち、育児短時間勤務その他の事由により、支給単位期間の1箇月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たないキャリア形成職員の当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第1項第2号に掲げるキャリア形成職員 第2項第2号のイからワまでに定める額の100分の50
- (2) 第1項第3号に掲げるキャリア形成職員 前号の規定を適用して算出した場合における第2項第3号のイからハまでに定める額
- 12 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給されるキャリア形成職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該キャリア形成職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。
- (1) 退職した場合又は第1項の要件を欠くに至った場合。ただし、退職後に引き続き定年制職員となった場合を除く。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) キャリア形成職員が、月の途中においてキャリア形成職員就業規則第45条の規定により休職にされ、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員育児休業、育児短時間勤務、介護休業等に関する規程（平成20年3月31日 20規程第44号。以下「キャリア形成職員育児・介護休業規程」という。）第5条の規定により育児休業をし、又はキャリア形成職員就業規則第71条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合
- (4) キャリア形成職員が、通勤手当の支給を受けた後、第10項第1号の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 13 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当

該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号イに掲げるキャリア形成職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第12項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

ロ 第12項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ハ 第12項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

ニ 第12項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻相当金額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第8項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第8項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては①及び②に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

① 第8項第1号又は第2号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額

② 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額

③ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

- 14 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当

たりの特別料金等の2分の1相当額等」という。)が20,000円以下であった場合第12項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第12項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

ロ 第8項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下この号において「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

① 第8項第3号に定める期間(以下この号において「最長支給単位期間」という。)

において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものに係る特別料金等2分の1相当額

② 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額に残月数を乗じて得た額

15 理事長は、キャリア形成職員に前3項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。

16 理事長は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情から第2項から第7項までに規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同各項の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。

17 理事長は、月の中途において新たにキャリア形成職員となった者又は事業所を異にする異動若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったキャリア形成職員については、第9項の規定にかかわらず、当該新たにキャリア形成職員となった日又は当該異動の発令日(以下「採用の日等」という。)からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第5条第1項第7号の規定を準用して算定し、採用の日等の属する月の翌月の給与の支給定日に支給することができる。この場合における交通機関等に係る通勤手当算出の基礎額は第6項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。

18 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項については別に定める。  
(住居手当)

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当するキャリア形成職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているキャリア形成職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）に基づく有料宿舍を貸与され、使用料を払っているキャリア形成職員及びこれに準ずると理事長が認めるキャリア形成職員を除く。）
  - (2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されるキャリア形成職員で、配偶者（配偶者のないキャリア形成職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が居住するための住宅（国家公務員宿舍法に基づく有料宿舍及びこれに準ずると理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているキャリア形成職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げるキャリア形成職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当するキャリア形成職員については、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げるキャリア形成職員  
次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っているキャリア形成職員  
家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っているキャリア形成職員  
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げるキャリア形成職員  
第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。（単身赴任手当）
- 第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったキャリア形成職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするキャリア形成職員（異動の事情等を考慮して理事長が認めるキャリア形成職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りではない。なお、年俸制本給表の適用を受けるキャリア形成職員に対しては支給しない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定したキャリア形成職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上であるキャリア形成職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
  - 3 国の機関、地方公共団体、機構以外の独立行政法人、国立大学法人その他理事長が認める機関の職員であつたものから引き続きキャリア形成職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったキャリア形成職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に



通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするキャリア形成職員（採用の事情等を考慮して理事長が認めるキャリア形成職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給されるキャリア形成職員との権衡上必要があると理事長が認めるキャリア形成職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

（時間外勤務手当）

第25条 時間外勤務手当は、キャリア形成職員就業規則第17条の規定により、所定労働時間を超えて又は法定休日以外の所定休日に勤務を命ぜられて勤務したキャリア形成職員（事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある者を除く。）に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（育児短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務をした場合は、1日の勤務時間が7時間45分に達するまでは100分の100）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務  
100分の125
- (2) 法定休日以外の所定休日における勤務（第3号から第6号までのいずれかの勤務に該当する場合を除く。）  
100分の125
- (3) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務  
100分の125
- (4) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務  
100分の150
- (5) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする）につき360時間を超える勤務  
100分の125
- (6) 代休を取得して行う法定休日以外の所定休日における勤務  
100分の25
- (7) 午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務  
100分の25

- 2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にあるキャリア形成職員であって、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した者に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、定年制職員から申し出があった場合には、第1項第4号の時間外勤務手当の支払いに代え、第1項第1号又は第2号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、定年制職員就業規則第30条及び労使協定の定めるところによる。

（法定休日勤務手当）

第26条 法定休日勤務手当は、キャリア形成職員就業規則第17条の規定により、法定休日に

勤務を命ぜられて勤務したキャリア形成職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

- (1) 法定休日における勤務 100分の135
- (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合 100分の35

### 第三章 欠勤及び休職期間中の取扱

#### (休職者の給与)

第27条 キャリア形成職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中は給与の全額を支給する。

- 2 キャリア形成職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 キャリア形成職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 4 キャリア形成職員が刑事事件で起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。
- 5 キャリア形成職員がキャリア形成職員就業規則第45条第1項第3号、第4号、第5号、第6号又は第9号に該当し、休職にされたときは、理事長の定めるところにより、本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。
- 6 キャリア形成職員が休職にされた場合には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

#### (欠勤者の給与)

第28条 給与計算期間における所定労働時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 勤務しなかった時間数の算定は、1箇月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
- 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給、地域手当及び研究員調整手当とする。

#### (派遣職員の給与)

第29条 キャリア形成職員就業規則第45条第1項第8号の規定により派遣されたキャリア形成職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、派遣先の勤務に対して支給される報酬額が高い等の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、

同項本文の規定にかかわらず、当該派遣職員に給与のそれぞれ100分の70未満を支給すること又は給与を支給しないことができる。

- 3 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、当該派遣職員には給与を支給しない。
- 4 第4条の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による給与は、あらかじめ派遣職員の指定する者に支払うことができる。
- 5 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他のキャリア形成職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

第30条 キャリア形成職員育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をしているキャリア形成職員又は同規程第13条の規定により出生時育児休業をしているキャリア形成職員に対する育児休業期間中又は出生時育児休業期間中の給与は支給しない。ただし、キャリア形成職員育児・介護休業規程20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。

- 2 キャリア形成職員がキャリア形成職員育児・介護休業規程第35条第1項第1号に規定する育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項に規定するほか、育児休業及び育児のための勤務時間の短縮をしているキャリア形成職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

第31条 キャリア形成職員育児・介護休業規程第27条の規定により介護休業をしているキャリア形成職員に対する介護休業期間中の給与は支給しない。

- 2 キャリア形成職員がキャリア形成職員育児・介護休業規程第35条第1項第2号に規定する介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項に規定するほか、介護休業及び介護のための勤務時間の短縮をしているキャリア形成職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(専従許可における給与の取扱い)

第32条 キャリア形成職員がキャリア形成職員就業規則第75条及び第76条の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

(短従許可における給与の取扱い)

第33条 キャリア形成職員がキャリア形成職員就業規則第77条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。

- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(本給の半減)

第34条 キャリア形成職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、

又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（ただし、病気休暇又は就業禁止の措置が結核性疾患による場合にあっては、1年。）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項の就業禁止の措置は、次に掲げるものとする。

(1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他者に感染のおそれが高いと認められるもの

3 第1項の引き続き勤務しない期間には、所定休日その他の当該療養期間中の病気休暇又は就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）の日以外の勤務を要しない日が含まれるものとする。

4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日（当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が結核性疾患による場合にあっては、1年。）を経過した後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

5 病気休暇等の開始の日から起算して90日を経過した後1年を経過するまでの間に結核性疾患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷（以下「非結核性疾患等」という。）による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該非結核性疾患等による病気休暇等により勤務を欠くこととなった日以後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

6 月又は月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該給与期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務時間内兼業時の給与）

第35条 キャリア形成職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程（平成18年3月28日 18規程第10号）に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（平成20年12月1日 20規程第86号）

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月9日 21規程第20号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第45号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月27日 21規程第84号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成21年5月27日から施行する。

2. 平成21年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

3. 平成21年6月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の7

2. 5」とあるのは「100分の62.5」とする。

附 則 (平成21年11月30日 21規程第120号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成21年12月1日から施行する。
2. 平成21年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の150」と、「100分の140」とあるのは「100分の125」とする。
3. 平成21年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」とする。
4. 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程第20条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1)平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にキャリア形成職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
エンジニア職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

- (2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成21年12月22日 21規程第123号)

この規程は、平成21年12月22日から施行し、平成21年11月30日から適用する。

附 則 (平成22年3月29日 22規程第20号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日 22規程第44号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成22年11月22日 22規程第54号)

(キャリア形成職員給与規程)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日 22規程第65号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
2. 平成22年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。
3. 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
4. 平成22年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の62.5」とし、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
5. 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1)本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第34条の規定を受ける者である場合にあっては、規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び第5号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第7項において「本給月額減額基礎額」という。））
  - (2)管理職手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する管理職手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
  - (3)能力手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する能力手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する能力手当の月額）
  - (4)職能手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する職能手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する職能手当の月額）
  - (5)地域手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する地域手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - (6)研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する

研究員調整手当の月額)

(7) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(同条第5項の規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(8) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第21条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(同項の規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

(9) 業績手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第21条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(同項の規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「業績手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第21条の2第2

項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第20条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第8項において「業績手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第21条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額）

(10)第27条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第27条第1項 前各号に定める額

ロ 第27条第2項 第1号から第7号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第27条第4項 第1号から第6号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第27条第5項 第1号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

6. 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定め

る。

本給表	職務の級
事務職	6級
研究職	5級
エンジニア職	5級

7. 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算

出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

8. 附則第5項の規定が適用される間、勤勉手当及び業績手当の総額は第21条第2項及び第21条の2第2項により算出された額にかかわらず、第21条第2項及び第21条の2第2項の規定により算出した額から、第21条第2項及び第21条の2第2項に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額及び業績手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額及び業績手当減額対象額に第21条第2項及び第21条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

9. 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程第20条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にキャリア形成職員であつ



て適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
エンジニア職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

(2)平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成23年3月28日 23規程第3号）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（管理職手当、能力手当及び職能手当（以下「管理職手当等」という）の改正に伴う経過措置）

2. 施行日の前日から引き続き管理職手当等の適用を受けるキャリア形成職員で、この規程による改正後の管理職手当等が、改正前の管理職手当等に達しないこととなる職員には、当該管理職手当等のほか、当該管理職手当等と改正前管理職手当等との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当等調整額として支給する。

(1)平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の100

(2)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の75

(3)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50

(4)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25

附 則 (平成24年3月26日 24規程第13号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月16日 24規程第25号)

この規程は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年4月24日 24規程第29号)

この規程は、平成24年4月24日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 24規程第40号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、本給与規程別表第1から別表第4に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（当該職員が同規程第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額（同条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表並びに職務の級及び号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級及び号俸	割合
事務職	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
研究職	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
エンジニア職	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
年俸制	2号俸以下	100分の4.77
	3号俸から14号俸	100分の7.77
	15号俸以上	100分の9.77

3. 特例期間においては、本給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2)能力手当 当該職員の能力手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3)職能手当 当該職員の職能手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4)地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当、能力手当及び職能手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(5)研究員調整手当 当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の能力手当に対する研究員調整手当の月額に100分の1

0 を乗じて得た額

- (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (8) 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (9) 本給与規程第27条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
  - イ 第27条第1項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 第27条第2項又は第3項 前項及び第4号から第6号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第27条第4項 前項並びに第4号及び第5号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第27条第5項 前項及び第4号から第6号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4. 特例期間においては、本給与規程第25条、第26条、第28条、第30条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給与規程第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 事務職本給表、研究職本給表及びエンジニア職本給表の適用を受ける者 同規程第8条第1項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額

(2) 年俸制本給表の適用を受ける者 同規程第8条第2項の規定により算出した給与額から、年俸制本給表の基礎額に1.2を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額

5. 特例期間においては、本給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月29日 22規程第65号）附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第4号から第9号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から同規程附則第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第4号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から同規程附則第5項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「本給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から同規程附則第5項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から同規程附則第5項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から同規程附則第5項第8号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号中「業績手当の額」とあるのは「業績手当の額から同規程附則第5項第9号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第9号イ中「前項及び前各号」とあるのは「同規程附則第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第4号から第6号まで」とあるのは「同規程附則第5項の規定により読み替えられた前項及び第4号から第6号まで」と、同号ハ中「前項並びに第4号及び第5号」とあるのは「同規程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第4号及び第5号」と、第4項第1号及び第2号中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から同規程附則第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6. 特例期間においては、本給与規程第29条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、附則第2項及び第3項（22規程第65号附則第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものに

については、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。) 」とする。

7. 第2項から第6項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年7月31日 24規程第53号)

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月28日 25規程第26号)

1. この規程は、平成25年7月1日から施行する。

2. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の2に規定する能力手当に関する別表第8の適用については、別表第8中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。

3. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の3に規定する職能手当に関する別表第10の適用については、別表第10中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。

附 則 (平成26年3月14日 26規程第19号)

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。

2. 本給与規程の一部を改正する規程(平成24年6月26日 24規程第40号)附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則 (平成26年9月24日 26規程第37号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日 26規程第59号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(本給の経過措置)

2. 第10条第2項各号について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間において、以下の附則別表第1から第4までの表を適用とする。ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年12月1日時点の在籍者のみに支給する。

附則別表第1 事務職本給表

職務 の 級号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	

3 4	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	00000
3 5	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
3 6	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
3 7	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
3 8	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
3 9	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
4 0	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
4 1	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
4 2	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
4 3	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
4 4	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
4 5	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
4 6	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
4 7	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
4 8	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
4 9	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
5 0	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
5 1	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
5 2	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
5 3	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
5 4	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
5 5	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			
5 6	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600			
5 7	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200			
5 8	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000			
5 9	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800			
6 0	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600			
6 1	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200			
6 2	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600				
6 3	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200				
6 4	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800				
6 5	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100				
6 6	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700				
6 7	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400				
6 8	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900				
6 9	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400				
7 0	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100				
7 1	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800				
7 2	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500				

7 3	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
7 4	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
7 5	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
7 6	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
7 7	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
7 8	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
7 9	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
8 0	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
8 1	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
8 2	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
8 3	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
8 4	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
8 5	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
8 6	241,000	295,900	344,000	383,900		
8 7	241,700	296,200	344,500	384,500		
8 8	242,400	296,600	344,900	385,100		
8 9	243,100	296,900	345,200	385,800		
9 0	243,600	297,300	345,600	386,400		
9 1	244,100	297,700	346,100	387,000		
9 2	244,600	298,100	346,500	387,600		
9 3	244,900	298,200	346,700	388,300		
9 4		298,500	347,100			
9 5		298,900	347,600			
9 6		299,300	348,000			
9 7		299,500	348,100			
9 8		299,800	348,600			
9 9		300,200	349,100			
1 0 0		300,600	349,400			
1 0 1		300,800	349,700			
1 0 2		301,100	350,100			
1 0 3		301,500	350,500			
1 0 4		301,800	350,900			
1 0 5		302,000	351,400			
1 0 6		302,300	351,800			
1 0 7		302,700	352,200			
1 0 8		303,000	352,600			
1 0 9		303,200	353,100			
1 1 0		303,600	353,500			

1 1 1	304,000	353,900							
1 1 2	304,300	354,200							
1 1 3	304,400	354,700							
1 1 4	304,700								
1 1 5	305,000								
1 1 6	305,400								
1 1 7	305,600								
1 1 8	305,800								
1 1 9	306,100								
1 2 0	306,400								
1 2 1	306,800								
1 2 2	307,000								
1 2 3	307,300								
1 2 4	307,600								
1 2 5	308,000								



附則別表第2 研究職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	531,600
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	
29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200	
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800	
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400	
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000	
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300	
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800	
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300	
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800	
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200	
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700	

3 9	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
4 0	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
4 1	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
4 2	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
4 3	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
4 4	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
4 5	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
4 6	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
4 7	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
4 8	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
4 9	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
5 0	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
5 1	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
5 2	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
5 3	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
5 4	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
5 5	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
5 6	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
5 7	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
5 8	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
5 9	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
6 0	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
6 1	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
6 2	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
6 3	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
6 4	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
6 5	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
6 6	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
6 7	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
6 8	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
6 9	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
7 0	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
7 1	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
7 2	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
7 3	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
7 4	264,100	322,600	394,000		
7 5	265,500	323,700	394,700		
7 6	266,900	324,800	395,400		
7 7	268,000	325,900	396,100		
7 8	269,200	326,900	396,700		
7 9	270,500	327,900	397,300		
8 0	271,800	328,900	397,900		

8 1	273,200	330,000	398,500
8 2	274,500	330,800	399,200
8 3	275,800	331,500	399,800
8 4	277,100	332,300	400,400
8 5	278,300	332,900	400,900
8 6	279,500	333,400	401,500
8 7	280,800	333,900	402,200
8 8	282,100	334,400	402,900
8 9	283,100	334,700	403,300
9 0	284,300	335,200	
9 1	285,500	335,700	
9 2	286,700	336,200	
9 3	287,800	336,500	
9 4	288,800	336,900	
9 5	289,800	337,400	
9 6	290,800	337,900	
9 7	291,400	338,500	
9 8	292,300	339,000	
9 9	293,200	339,500	
1 0 0	294,100	340,000	
1 0 1	295,000	340,500	
1 0 2	295,700	341,000	
1 0 3	296,400	341,500	
1 0 4	297,100	342,000	
1 0 5	297,900	342,500	
1 0 6	298,400	342,900	
1 0 7	298,900	343,400	
1 0 8	299,400	343,900	
1 0 9	299,600	344,400	
1 1 0	300,000	344,800	
1 1 1	300,300	345,300	
1 1 2	300,600	345,700	
1 1 3	300,900	346,200	
1 1 4	301,200	346,600	
1 1 5	301,500	347,100	
1 1 6	301,800	347,500	
1 1 7	302,100	348,000	
1 1 8	302,500	348,400	
1 1 9	302,900	348,900	
1 2 0	303,300	349,300	

1 2 1	303,600	349,700				
-------	---------	---------	--	--	--	--

附則別表第3 エンジニア職本給表

職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	531,600
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	
29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200	
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800	
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400	
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000	
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300	
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800	
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300	
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800	
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200	
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700	

3 9	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
4 0	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
4 1	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
4 2	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
4 3	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
4 4	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
4 5	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
4 6	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
4 7	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
4 8	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
4 9	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
5 0	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
5 1	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
5 2	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
5 3	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
5 4	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
5 5	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
5 6	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
5 7	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
5 8	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
5 9	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
6 0	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
6 1	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
6 2	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
6 3	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
6 4	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
6 5	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
6 6	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
6 7	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
6 8	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
6 9	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
7 0	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
7 1	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
7 2	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
7 3	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
7 4	264,100	322,600	394,000		
7 5	265,500	323,700	394,700		
7 6	266,900	324,800	395,400		
7 7	268,000	325,900	396,100		
7 8	269,200	326,900	396,700		
7 9	270,500	327,900	397,300		
8 0	271,800	328,900	397,900		

8 1	273,200	330,000	398,500
8 2	274,500	330,800	399,200
8 3	275,800	331,500	399,800
8 4	277,100	332,300	400,400
8 5	278,300	332,900	400,900
8 6	279,500	333,400	401,500
8 7	280,800	333,900	402,200
8 8	282,100	334,400	402,900
8 9	283,100	334,700	403,300
9 0	284,300	335,200	
9 1	285,500	335,700	
9 2	286,700	336,200	
9 3	287,800	336,500	
9 4	288,800	336,900	
9 5	289,800	337,400	
9 6	290,800	337,900	
9 7	291,400	338,500	
9 8	292,300	339,000	
9 9	293,200	339,500	
1 0 0	294,100	340,000	
1 0 1	295,000	340,500	
1 0 2	295,700	341,000	
1 0 3	296,400	341,500	
1 0 4	297,100	342,000	
1 0 5	297,900	342,500	
1 0 6	298,400	342,900	
1 0 7	298,900	343,400	
1 0 8	299,400	343,900	
1 0 9	299,600	344,400	
1 1 0	300,000	344,800	
1 1 1	300,300	345,300	
1 1 2	300,600	345,700	
1 1 3	300,900	346,200	
1 1 4	301,200	346,600	
1 1 5	301,500	347,100	
1 1 6	301,800	347,500	
1 1 7	302,100	348,000	
1 1 8	302,500	348,400	
1 1 9	302,900	348,900	
1 2 0	303,300	349,300	

1 2 1	303,600	349,700				
-------	---------	---------	--	--	--	--



附則別表第4 年俸制本給表

職務の級号俸	年俸額	本給月額	基礎額
	円	円	円
1	6,156,000	513,000	330,000
2	6,504,000	542,000	347,000
3	6,684,000	557,000	334,000
4	6,972,000	581,000	351,000
5	7,188,000	599,000	360,000
6	7,644,000	637,000	383,000
7	7,956,000	663,000	401,000
8	8,256,000	688,000	417,000
9	8,556,000	713,000	433,000
10	8,808,000	734,000	442,000
11	9,096,000	758,000	457,000
12	9,432,000	786,000	475,000
13	9,708,000	809,000	489,000
14	9,996,000	833,000	503,000
15	10,452,000	871,000	515,000
16	10,776,000	898,000	535,000
17	11,052,000	921,000	547,000
18	11,376,000	948,000	537,000
19	11,652,000	971,000	578,000
20	11,952,000	996,000	594,000
21	12,276,000	1,023,000	610,000
22	12,456,000	1,038,000	559,000
23	12,744,000	1,062,000	572,000
24	13,068,000	1,089,000	589,000
25	13,416,000	1,118,000	605,000
26	13,392,000	1,116,000	577,000
27	13,992,000	1,166,000	605,000
28	14,268,000	1,189,000	600,000
29	14,592,000	1,216,000	601,000
30	14,904,000	1,242,000	598,000
31	14,556,000	1,213,000	578,000
32	15,252,000	1,271,000	606,000
33	15,684,000	1,307,000	625,000

(地域手当の改正に伴う経過措置)

3. 第18条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、「100分の16」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の13」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4. 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とする。

(平成26年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

5. 第21条の2第2項中「100分の62.5(特定管理職員にあっては100分の72.5)」とあるのは、「100分の70(特定管理職員にあっては100分の80)」とし、同条4項中の100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)」とあるのは、「100分の82.5(特定管理職員にあっては100分の102.5)」とする。

(通勤手当の改正)

6. 第22条については、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年12月1日時点の在籍者のみに支給する。

(単身赴任手当の改正に伴う経過措置)

7. 第24条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、同条第2項中「30,000円」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、「26,000円」とする。

(55歳を超える職員の俸給月額の特減支給についての経過措置)

8. 独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日 22規程第65号)附則第5項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日の間」までとする。

附 則(平成27年3月24日 27規程第43号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日 27規程第98号)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における差額の支給)

2. 平成27年4月1日(以下「切替日」という)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(本給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日22規程第64号附則第6項中)の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下のこの項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
3. 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。
4. 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考

慮して前2項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(平成27年9月30日までの間における昇給に関する特例措置)

5. 平成27年9月30日までの間における同規程第12条第4項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則 (平成28年2月16日 28規程第1号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当の改正に伴う経過措置)

2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程の一部を改正する規程

(平成26年12月1日 26規程第59号) 附則第3項中「100分の13」とあるのは「100分の15」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3. 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(平成27年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

4. 第21条の2第2項中「100分の67.5(特定管理職員にあつては100分の77.5)」とあるのは、「100分の72.5(特定管理職員にあつては100分の82.5)」とし、同条4項中の100分の80(特定管理職員にあつては100分の100)」とあるのは、「100分の85(特定管理職員にあつては100分の105)」とする。

附 則 (平成28年4月28日 28規程第50号)

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表第4に規定する区分中二種に係る同表の規定は、平成28年4月12日から適用する。

附 則 (平成28年6月3日 28規程第95号)

この規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月28日から適用する。

附 則 (平成28年6月30日 28規程第105号)

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日28規程第149号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、この規程による改正前の規定の例による。

(扶養手当の改正に伴う経過措置)

2. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が8級であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員でその職務の級号俸が15号俸以上30号俸以下であるもの(以下「事務職8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族た

る子」という。)については1人につき8,000円(キャリア形成職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(キャリア形成職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第5項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たにキャリア形成職員となった者に扶養親族がある場合又はキャリア形成職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、そのキャリア形成職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等があるキャリア形成職員が配偶者のないキャリア形成職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等があるキャリア形成職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第6項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けているキャリア形成職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがあるキャリア形成職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがあるキャリア形成職員であつ

て配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けているキャリア形成職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがあるキャリア形成職員が配偶者のないキャリア形成職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けているキャリア形成職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがあるキャリア形成職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のないキャリア形成職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「事務職本給表の適用を受けるキャリア形成職員でその職務の級が8級であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員でその職務の級号俸が15号俸以上30号俸以下であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4. 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第16条第3項及び同条第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員

でその職務の級号俸が15号俸以上30号俸以下であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）とあるのは「が8級以上であるもの、研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び年俸制本給表の適用を受ける職員でその職務の級号俸が15号俸以上であるもの（以下「事務職8級以上職員等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となったキャリア形成職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそのキャリア形成職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはそのキャリア形成職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級職員等が事務職8級以上職員等」と、同項第6号中「事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8級以上職員等」とする。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

5. 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

（平成28年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

6. 平成28年12月に支給する業績手当に関する第21条の2第2項中「100分の72.5（特定管理職員にあつては100分の82.5）」とあるのは、「100分の77.5（特定管理職員にあつては100分の87.5）」と、同条第4項中「100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」とあるのは、「100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）」とする。

附 則（平成29年3月28日 29規程第30号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日29規程第60号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第17条の2及び第17条の3の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とする。

(平成29年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

- 平成29年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の90(特定管理職員にあっては100分の110)」とあるのは「100分の95(特定管理職員にあっては100分の115)」とする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年7月1日において国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年3月31日27規程第98号)附則第5項の規定により昇給した職員(以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると理事長が認めた職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成30年3月27日30規程第19号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第48号)

(施行期日等)

- この規程は、平成30年12月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 前項の規定にかかわらず、平成30年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する第20条から第21条の2までの規定の適用については、なお従前のおりとする。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成30年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」とする。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成30年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

- 平成30年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

附 則 (平成31年3月26日 2019規程第27号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日 2019規程第69号)

(施行期日等)

- この規程は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただ

し、第23条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置)

2. 前項の規定にかかわらず、令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21の2の規定の適用については、なお従前の例による。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3. 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(令和元年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

4. 令和元年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の82.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

5. 第23条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第23条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超えるキャリア形成職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定めるキャリア形成職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第23条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第23条第1項各号のいずれにも該当しないこととなるキャリア形成職員

(2) 旧手当額から第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなるキャリア形成職員

6. 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年2月25日 2020規程第5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月28日 2020規程第42号)

この規程は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月15日 2020規程第67号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和2年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則 (令和3年3月15日 2021規程第21号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月6日 2021規程第35号)

この規程は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。



附 則（令和4年3月22日 2022規程第12号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日 2022規程第33号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2. 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 第20条第2項に規定する特定管理職員

107. 5分の15

(2) 特定管理職員以外のキャリア形成職員

127. 5分の15

附 則（令和4年9月26日 2022規程第52号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月13日 2022規程第65号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和4年12月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）

2. 令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3. 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

（令和4年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

4. 令和4年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」と、同条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

別表第1 事務職本給表

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	201,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300						
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600						
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600								
95		295,200	343,100								
96		295,600	343,500								
97		295,800	343,700								
98		296,100	344,100								
99		296,500	344,500								
100		296,900	344,800								
101		297,100	345,100								
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									

125		304,200								
-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 研究職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	

(キャリア形成職員給与規程)

33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600



68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600		
75	265,700	319,700	389,200		
76	266,700	320,800	389,900		
77	267,700	321,900	390,600		
78	268,800	322,900	391,200		
79	270,000	323,800	391,800		
80	270,900	324,700	392,400		
81	272,100	325,800	393,000		
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			

103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			

別表第3 エンジニア職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	

33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600

68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600		
75	265,700	319,700	389,200		
76	266,700	320,800	389,900		
77	267,700	321,900	390,600		
78	268,800	322,900	391,200		
79	270,000	323,800	391,800		
80	270,900	324,700	392,400		
81	272,100	325,800	393,000		
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			

103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			

別表第4 年俸制本給表

職務の級号俸	年俸額	本給月額	基礎額
	円	円	円
1	6,096,000	508,000	327,000
2	6,420,000	535,000	343,000
3	6,636,000	553,000	332,000
4	6,960,000	580,000	352,000
5	7,236,000	603,000	363,000
6	7,560,000	630,000	380,000
7	7,884,000	657,000	398,000
8	8,172,000	681,000	413,000
9	8,460,000	705,000	428,000
10	8,700,000	725,000	438,000
11	9,000,000	750,000	453,000
12	9,324,000	777,000	470,000
13	9,792,000	816,000	494,000
14	9,840,000	820,000	496,000
15	10,332,000	861,000	510,000
16	10,656,000	888,000	530,000
17	10,920,000	910,000	541,000
18	11,244,000	937,000	531,000
19	11,508,000	959,000	571,000
20	11,808,000	984,000	587,000
21	12,108,000	1,009,000	602,000
22	12,324,000	1,027,000	553,000
23	12,600,000	1,050,000	566,000
24	12,912,000	1,076,000	583,000
25	13,236,000	1,103,000	598,000
26	13,248,000	1,104,000	571,000
27	13,800,000	1,150,000	597,000
28	14,088,000	1,174,000	594,000
29	14,412,000	1,201,000	594,000
30	14,724,000	1,227,000	592,000
31	14,904,000	1,242,000	592,000
32	15,084,000	1,257,000	600,000

33	15,420,000	1,285,000	615,000
----	------------	-----------	---------

別表第5 事務職役職区分表

区分	役職
一種	審議役、部門長
二種	参事役、次長、室長（理事長が特に定める者に限る）
三種	室長（理事長が特に定める者に限る）
四種	室長（理事長が定める者に限る）
五種	室長（二種から四種までに掲げる者以外の者）

別表第6 管理職手当表

職務の級	区分	金額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	116,900円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
6級	三種	72,700円
	四種	62,300円
	五種	51,900円
5級	四種	59,500円
	五種	49,600円
4級	四種	55,500円
	五種	46,300円

別表第6の2 職制基本額表

職務の級	金額
6級	88,000円
5級	77,600円
4級	67,200円
3級	60,900円
2級	39,000円



別表第7 研究職・エンジニア職役職区分表

区分	役職
幹部職	フェロー、マイスター、拠点長、代表研究者、部門長、センター長（材料データプラットフォームセンター、マテリアル先端リサーチインフラセンター及び若手国際研究センターに置かれるものに限る。）、その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
基幹職	副拠点長、副部門長、センター長（材料データプラットフォームセンター、マテリアル先端リサーチインフラセンター及び若手国際研究センターに置かれるものを除く）、副センター長（材料データプラットフォームセンター及びマテリアル先端リサーチインフラセンターに置かれるものに限る）、分野長、ステーション長、プラットフォーム長、ラボ長その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
統括職	副センター長（材料データプラットフォームセンター、マテリアル先端リサーチインフラセンター及び若手国際研究センターに置かれるものを除く）、上席研究員、副ステーション長、グループリーダー、室長、事務部門長、外部連携組織の長のうち理事長が定めた者その他理事長がこれらの職と同等と認めた者

## 備考

- (1) この表中「センター長」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（平成28年3月29日 28規程第8号 以下「組織規程」という。）第33条第1項に規定するセンター長をいう。
- (2) この表中「副センター長」とは、組織規程第34条第1項に規定する副センター長をいう。

別表第8 職制役職額表

区分	金額
幹部職	52,000円
基幹職	26,000円
統括職	13,000円